

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年5月18日（令和5年（行個）諮問第126号）

答申日：令和5年9月7日（令和5年度（行個）答申第68号）

事件名：本人に係る診療記録の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月27日付け防人衛第24594号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今回、開示決定いただきました特定文書以外にも自衛隊中央病院歴で（病休取得 特定期間）この間の約1か月の入院歴および病名「特定疾病」の病歴に関連する訴訟に必要な内容を表す特定文書がある可能性があります。

今回、開示決定いただきました特定文書は請求したものと違っていました。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定疾病訴訟のため、自衛隊中央病院の当時病歴記録 カルテ 検査結果 入院歴 診察券 特定診察番号 特定氏名 特定生年月日 性別」の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定し、法82条1項の規定に基づき、

令和4年12月27日付け防人衛第24594号により、法78条2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

本件対象保有個人情報中、19枚目及び20枚目のそれぞれ自筆の署名については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、又は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「今回、開示決定いただきました特定文書は請求したものと違っていました。」として、特定期間までの入院歴等の特定を求めますが、本件対象保有個人情報が本件開示請求に係る保有個人情報として存在が確認できたものの全てであり、本件審査請求を受け、念のため、関係部署において本件対象保有個人情報以外の保有個人情報がないか改めて探索を行い、本件対象保有個人情報が全てであることを確認した。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月24日 審議
- ④ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、特定期間における入院歴に関する保有個人情報の追加特定を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当であるとしていることから、以下、原処分における本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人の自衛隊中央病院における入院歴等の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり、説明する。

ア 審査請求人が主張する特定期間における入院歴等の有無について、医療情報システム端末を用いて、同人の電子カルテを確認したものの特定期間における入院歴は確認できないことから、入院の事実自体がないものと考えられる。

イ 病歴室の書庫、倉庫及び医療情報システムの電子カルテの探索を行ったが、上記特定期間における診療記録の存在も確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁より提示を受けた医療情報システム端末で出力した電子カルテの検索結果を確認したところ、審査請求人が主張する特定期間には、入院した事実がないことが認められることから、特定期間における入院の事実はないとの上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。また、文書の探索について、その手法・搜索の範囲が不十分とはいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求保有個人情報

特定疾病訴訟のため，自衛隊中央病院の当時病歴記録 カルテ 検査結果
入院歴

診察券 特定診察番号 特定氏名 特定生年月日 性別

2 本件文書

患者診療記録